

あなたも **今** から

年金を **増** やせます!

▶ 問合せ 役場保険医療課

月々400円の支払いで将来の年金を増やす

国民年金に保険料を納付中の方は、希望により申請することができます。

月々の定額保険料に加えて、付加保険料(400円)をプラスして納めることで、65歳から受け取る年金に付加年金額を上乗せして受け取ることができます。

付加年金受給額の計算式 $200 \text{円} \times \text{付加保険料の納付月数}$

付加保険料を5年間(60月)納めた場合

400円×60月=24,000円納めると
1年間に受け取る付加年金額は

200円×60月=12,000円の増額(年間)
2年間で納めた金額と同額になり、
その後はお得です。

ポイント

- ・手続きした月の分から納めることができます
- ・国民年金基金に加入している人、第3号被保険者(厚生年金・共済組合の扶養の人)は、申込みできません
- ・届出により自由に加入・脱退できます

◆手続きに必要なもの

- ①年金手帳 ②本人確認書類

60歳からの任意加入で将来の年金を増やす

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

未納期間がある場合は、60歳から65歳になるまでの間に、国民年金に任意加入して保険料を納めることで、満額に近づけることができます。



ポイント

- ・60歳の誕生日の前日から手続きができます
- ・任意加入は原則口座振替になります
- ・手続きした月の分から納めることができます
- ・保険料免除等は利用できません
- ・老齢基礎年金を繰り上げ請求した場合は申込みできません
- ・任意加入をやめるときは手続きが必要です

◆手続きに必要なもの

- ①年金手帳 ②預金通帳 ③預金通帳届出印
④共済年金に加入していた人はその加入期間数を証明するもの ⑤本人確認書類

問合せ 国民年金専用ダイヤル ☎ 0570-05-1165

半田年金事務所 ☎ 21-2322

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

第2土曜日 9:30 ~ 16:00

※自身の年金記録は、ねんきんネットでご確認ください <http://www.nenkin.go.jp/>